

# 国土利用に係る現状と今後の見通しのポイント

事項	国土利用計画要旨	5全総要旨	現状と課題
<p>1. 国土利用の現状と課題 国土利用の状況と動向</p> <p>・一般的な国土利用の状況と見直し</p> <p>(森林)</p> <p>(原野)</p> <p>(農用地)</p> <p>(水面・河川・水路)</p> <p>(住宅地)</p> <p>(工業用地)</p> <p>(道路)</p> <p>(公共施設用地)</p> <p>(その他)</p>	<p>・全体としては地目間の土地利用転換の圧力は弱まるものの、なお、都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと考えられ、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き国土の有効利用を図る必要がある。</p> <p>・土地需要の量的調整に関しては、まず、増勢は鈍化するものなお増加する都市的土地利用について、土地の高度利用および低未利用地の有効利用を促進することによりその合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図る。</p> <p>・地球環境問題の高まりや木材輸出国における資源的制約も考慮し、国土保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図る。</p> <p>・原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p>・貴重な自然環境を形成している原野については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る</p> <p>・効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国内外における食料の長期的な需給動向を考慮し、国内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。</p> <p>・良好な管理を通じて国土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。</p> <p>・河川氾濫地域における安全性の確保等に要する用地の確保を図る。</p> <p>・自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持向上を図る。</p> <p>・住宅地については、人口等の増加、都市化の進展の動向等に対応しつつ、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、必要な用地の確保を図る。</p> <p>・災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。</p> <p>・工業用地については、工業の再配置を進めるとともに、ボーダレス化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化と構造変化、工場の立地動向に対応しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図る。</p> <p>・工場跡地については、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。</p> <p>・地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。</p> <p>・道路の整備に当たっては、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。</p> <p>・文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設の用地については、国民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。</p>	<p>・人口増加がみられなくなった局面では、増え続ける人口を支えるという当面の必要に迫られた都市的土地利用への転換圧力が全国総体としては、低下し、長期的な視野の下に国土づくりを進めることができる可能性がある。</p> <p>・自然の浄化能力や自然エネルギーを活用するため、物質循環の視点を考慮しつつ、森林の保全、整備を進めるとともに、都市等の緑等の保全と整備、木材の利用を進める。</p> <p>・国土の保全や水資源のかん養等の公益的機能を確保すると同時に、再生産可能な資源として持続的に利用することが肝要。</p> <p>・自然の浄化能力を活用するため、物質循環の視点を考慮しつつ、藻場、干潟等の保全、整備を進める。</p> <p>・食料の安定供給のためにも、優良農地の確保が必要。</p> <p>・農用地の適切な維持管理により、各種公益的な効果の発揮が必要。</p> <p>・自然をいかした川を目指し、河川空間の自然性と水辺の快適性を向上させるため、防災上の配慮等を行いつつ、自然河岸・河川周辺の樹林帯等の保全、河道の再自然化等、河川環境の保全、整備を進める。</p> <p>・都市部においては、緑地、水路、河川等の整備を連携して行うことにより、水と緑のネットワークを形成し、都市の快適性や防災性の向上に資する。</p> <p>・新たな宅地需要に対応して、交通等の都市・生活基盤の整備を進めながら、新市街地の計画的開発、市街化区域内農地等の宅地化を積極的に推進する。</p> <p>・流域の土地利用の変化にともない顕在化した治水等の問題に対応するために、流域で連携した総合的な取組を行う。</p> <p>・我が国企業の国内立地を確保し外国企業の対日投資を促進することにより、我が国の経済の活力を維持し雇用の安定を確保するためには、我が国の立地環境を国際的にも魅力あるものとする必要がある。</p> <p>・大都市圏等の臨海工業地帯については、産業構造の転換等により発生する低未利用地において、都市機能・産業集積への近接性等を生かした新たな産業を展開するに当たり、当該地区の周辺における居住機能等の都市的利用との調整を図る。</p> <p>・道路沿道等における交通騒音等を防止するため、道路構造対策等の実施に加え、交通流対策、土地利用の適正化や緩衝緑地等の対策を含めた総合的対策を進める。</p>	<p>・国土利用構成については、「森林」が全国土の7割近くを占め、微減しているものの30年前からその割合はほとんど不変。</p> <p>・「森林」に次いで大きな面積を占める「農用地」は継続的に減少しており、「宅地」、「道路」及び耕作放棄地等「その他」の面積割合が増加。</p> <p>・地目別面積の増減率は、地方圏よりも三大都市圏の方が大きい。</p> <p>・「森林」については、地方圏では減少に歯止めがかかりつつあるが、三大都市圏ではゆるやかな減少が継続している。</p> <p>・国土利用の変化(1976～1997)を関東地方、九州地方で見ると、既存市街地の拡大が進展。特に大都市圏、地方中核都市においてこの傾向が著しい。</p> <p>・国土利用の変化を首都圏で見ると、農林業的土地利用から都市的土地利用等への転換は、郊外部で引き続き継続。</p> <p>・首都圏の緑地等の面積は、この20年間で、6%の減少。</p> <p>・国土利用計画(全国計画)の1次・2次・3次計画期間を通じて、「農用地」については目標面積に比べて実績の減少が大きい。その差分をみると、1次期間中は、「森林」が計画ほど減少せず、代わりに「農用地」が減少した。また、2次・3次期間中は、目標と実績の差はあるものの、大きなものとはなっていない。</p> <p>・地目間の転換について、第三次国土利用計画(全国計画)の2005年目標値と2001年現状を比較すると、微増目標だった「森林」が減少している、「農地」の減少が目標を上回り、耕作放棄地等「その他」への転用が多くなっている。</p>

事項	国土利用計画要旨	5全総要旨	現状と課題
<p>土地利用上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の状況</li> </ul> <p>・都市・郊外地域の状況</p>	<p>・農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりのある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。</p> <p>・工場跡地等都市の低未利用地は、再開発用地やオープンスペース、公共施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図り、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。</p>	<p>・農業の健全な発展と優良農地の維持及び確保が行いうる総合的な施策の展開を推進。農用地等の適切な管理及び担い手の育成を実施。</p> <p>・都心部や臨海部に存在する低未利用地の土地利用転換や都市基盤の整備等を図りながら、新たなニーズに対応した全国的、国際的レベルの中核機能の整備を進める。</p> <p>特に、臨海部の工場跡地等については、必要に応じて土地利用規制の見直しを行いつつ、居住機能、業務機能等の土地利用と工業生産機能等の土地利用の調整を図りながら、広域的な視点から計画的な土地利用転換を推進する。</p>	<p>・10年前と比較して土地利用上の問題がひどくなっている、変わらないと認識している市町村が5割強の状況。</p> <p>市町村で発生している土地利用上の問題に関しては、「耕作放棄地の増加、山林荒廃など」や「小規模な住宅地開発など、虫食いの開発の進行」などの回答が多い。</p> <p>・耕作放棄地は東北、関東・東山に多く分布、両地域で全国の約5割を占める。耕作放棄地率は全国的に増加傾向にあるが、特に四国、中国、関東・東山で高い。</p> <p>・耕作放棄地(率)ともに増加しており、2000年の総面積は21万ha。地域類型別に見ると、いずれの地域でも増加しているが、特に中山間地域において高い割合となっている。</p> <p>・農業従事者の高齢化・労働力不足、傾斜地等の土地条件の悪さ、道路条件の悪さ、農地の受け手がいない等が高い率となっているが、中間地、山間地になるほど、土地条件面の要因が高くなっている。</p> <p>・中山間地域等において、直接支払制度に基づく集落協定の締結を契機に、持続的な農業生産活動の維持に向けた取組が実施されている。集落協定締結率の低い地域において、耕作放棄地率、高齢化率が高い傾向が見られる。</p> <p>・森林面積は、全国的には微減傾向。都道府県別の増減率を見ると、大都市圏、特に東京圏で減少率が相対的に大きい。</p> <p>逆に、北陸、四国、南九州では微増している県が多い。</p> <p>・森林については、資源として十分に利用されないばかりか、健全な森林を育成する上で不可欠な人工林の間伐が適切に行われなかったりするなど管理水準の低下が危惧される状況にある。その要因は、長期にわたる木材価格の低迷と経営コストの増大で林業生産活動が停滞していることなどが挙げられる。また、林業従業者は、過去40年間で大幅に減少しており、近年では65歳以上の高齢者が占める割合も急激に上昇している。</p> <p>・都市圏の廃棄物が他地域で処理される状況は依然として発生。また、不法投棄が発生。</p> <p>・近年、住宅開発が減少する中で、小規模住宅地開発は、その割合は増加。</p> <p>近年、市街化区域における住宅数が横這いなのに対して、非線引き区域における住宅数が増加。</p> <p>・全国の商店街における空き店舗の状況は、空き店舗が10%以上である比率は約30%であり、5年前と比較して増加。</p> <p>中心市街地空洞化の要因としては、中心市街地の相対的な人口シェア低下及び急速な高齢化、郊外部への大規模店舗立地、公共施設の郊外移転などが考えられる。</p> <p>・低未利用地の面積は、全国の30万人以上100万人未満都市で約35,000ha、100万人以上都市で約25,000haと推計。</p> <p>低未利用地の問題については、その理由として、「利用計画はあるが、時期が来ていない」が減少する一方、「売却を検討したが、売却できず」が増加。</p> <p>・工場跡地の利用転換の状況については、「転用済み」は半数以下にとどまり、施設未撤去と空地を合わせると40%となる。</p> <p>東京湾沿岸地域の低未利用地の状況については、全域にわたって幅広く分布。</p>

事項	国土利用計画要旨	5全総要旨	現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土利用の質的向上の動向</li> <li>・安全で安心できる国土利用</li>   <li>・自然と共生する持続可能な国土利用</li>   <li>・美しくゆとりある国土利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な国土の利用（諸機能の一層の分散、バックアップシステムの整備、オープンスペースの確保）</li> <li>・水系の総合管理、森林の持つ国土保全機能の向上</li> <li>・地域レベルから国土構造レベルまでのそれぞれの段階で国土の安全性を総合的に高める</li>   <li>・自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用に当たったの自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化等を図ることにより、自然のシステムにかなった国土利用を進める</li>   <li>・歴史的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の形成などを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通体系全体としての安全性確保の観点から、必要なネットワークの多重化、多元化を図る。</li> <li>・大規模地震、大洪水等に対応して、都市における生活の安全性を向上させるとともに、被災時の経済社会的な機能障害による国内外に及ぶ混乱を最小限のものとするため、ハード、ソフト両面において都市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。</li> <li>・森林については、国土の保全や水資源のかん養等の公益的機能を確保する</li>   <li>・国土規模での生態系ネットワークを目指し、脊梁山脈部やこれとつながる流域、沿岸域等において、多様な野生生物が生息・生育できるような自然環境からなる生物生息空間の維持、形成を図る。各地域において、その特性に応じた生物生息空間の維持、形成を図る。</li>   <li>・都市の環境・アメニティ、景観等に配慮したまちづくりを進める。</li> <li>・農山漁村等においては、長年の管理により美しく維持され、景観としても価値のある農山漁村や森林の保全と活用を進めつつ、生活環境の整備、地域の美しい居住空間の形成等を図る。</li> <li>・我が国の歴史的環境の保全を図りつつ、歴史を生かしたまちづくりを進める観点から、歴史的風土の保全を積極的に推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成13年4月施行）」に基づく「土砂災害特別警戒区域」において土地利用制限（特定の開発行為に対する許可制、建築物の移転勧告）が可能となった。</li> <li>・災害危険地域における居住に対する土地利用上の対策として、ハザードマップをもとに制定した条例による土地利用規制を行い、あわせて治水対策を行う取組がある。</li>   <li>・都市における緑地の減少に対応すべく、首都圏において、関係省、都県市からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」が設置され、生物多様性の観点等から自然環境の保全に取り組んでいる。</li> <li>・オランダでは、自然との共生を目指し、全国エコロジカル・ネットワークの形成が図られている。</li> <li>・兵庫県尼崎市の臨海地域では、工場跡地等の遊休地を利用し、工業化により失われた自然環境の回復と創造を図り、魅力と活力のある都市への再生を図るため、「尼崎21世紀の森構想」が平成14年3月に策定され、大都市の既成市街地に自然環境を創出・再生する取組が進められている。</li>   <li>・国民の街並みや景観への関心は高いが、その評価は総じて低く、特に地方中核都市において低い。これに対して、自治体の景観条例策定数は継続的に増加。</li> <li>・国土交通省においては、美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策について「美しい国づくり政策大綱」を策定し、今後、本政策大綱をもとに美しい国づくりを推進。</li> <li>・ドイツの風景計画は、連邦自然保護法を基本として、4段階の計画で構成されており、各段階で国土・土地利用計画にその内容が反映されることで実効性が担保されている。</li> </ul>